

京都市告示第417号

京都市健康増進センターの指定管理者である公益財団法人京都市健康づくり協会から、京都市健康増進センター条例（以下「条例」という。）第4条ただし書の規定に基づき、同センターの臨時開所について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成26年12月1日

京都市長 門川 大作

平成26年12月28日（日）午前9時30分から午後5時まで

平成27年 1月 4日（日）午前9時30分から午後5時まで

（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）